

# 令和5年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導 運営指導における主な指摘事項

小規模多機能型居宅介護



杉並区 保健福祉部 介護保険課  
令和6年3月15日～31日

# 【目次】

指摘事項（１）居宅サービス計画の作成について	．．．．	3ページ
《居宅サービス計画と小多機計画の作成の流れ》	．．．．	4ページ
《居宅サービス計画と小多機計画の作成の目的》	．．．．	5ページ
《具体例》	．．．．	6ページ
指摘事項（２）小規模多機能型居宅介護計画等の作成について （計画作成の適切な流れ）	．．．．	9ページ
指摘事項（３）具体的取扱方針①（サービス提供していない日の関わり）	．．．．	12ページ
指摘事項（４）具体的取扱方針②（運営推進会議での評価）	．．．．	14ページ
指摘事項（５）地域との連携等 《自己評価と運営推進会議における評価》	．．．．	16ページ
指摘事項（６）小規模多機能型居宅介護計画等の作成について （利用者の多様な活動の確保）	．．．．	17ページ
よくある指摘事項一覧	．．．．	21ページ
アンケート記入について	．．．．	23ページ

# 主な指摘事項（１）（居宅サービス計画の作成について）

- 居宅サービス計画作成にあたり、区条例第15条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っていなかった。

## アセスメント

- ・ アセスメントについて、利用者の状態把握が不十分であり、利用者の課題が把握できていなかった。

## サービス担当者会議

- ・ サービス担当者会議を開催せずに居宅サービス計画を作成している事例があった。
- ・ サービス担当者会議の開催について、一部の担当者を招集しておらず、照会も行っていない事例があった。
- ・ サービス担当者会議の検討の内容、照会内容等が未記載で、記録として不十分だった。

## 利用者同意

- ・ 居宅サービス計画原案の利用者の同意を文書で得ていなかった。

## 福祉用具

- ・ 福祉用具貸与を位置付ける際に、必要性を十分に検討したことが確認できない事例があった。
- ・ 福祉用具を継続利用する際に、必要性を検証しているか確認できない事例があった。

## モニタリング

- ・ 居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じた居宅サービス計画の変更を行っているのか確認できなかった。

## 主治の医師等

- ・ 医療サービスを居宅サービス計画に位置づけるにあたり、主治医からの指示を確認していない事例があった。

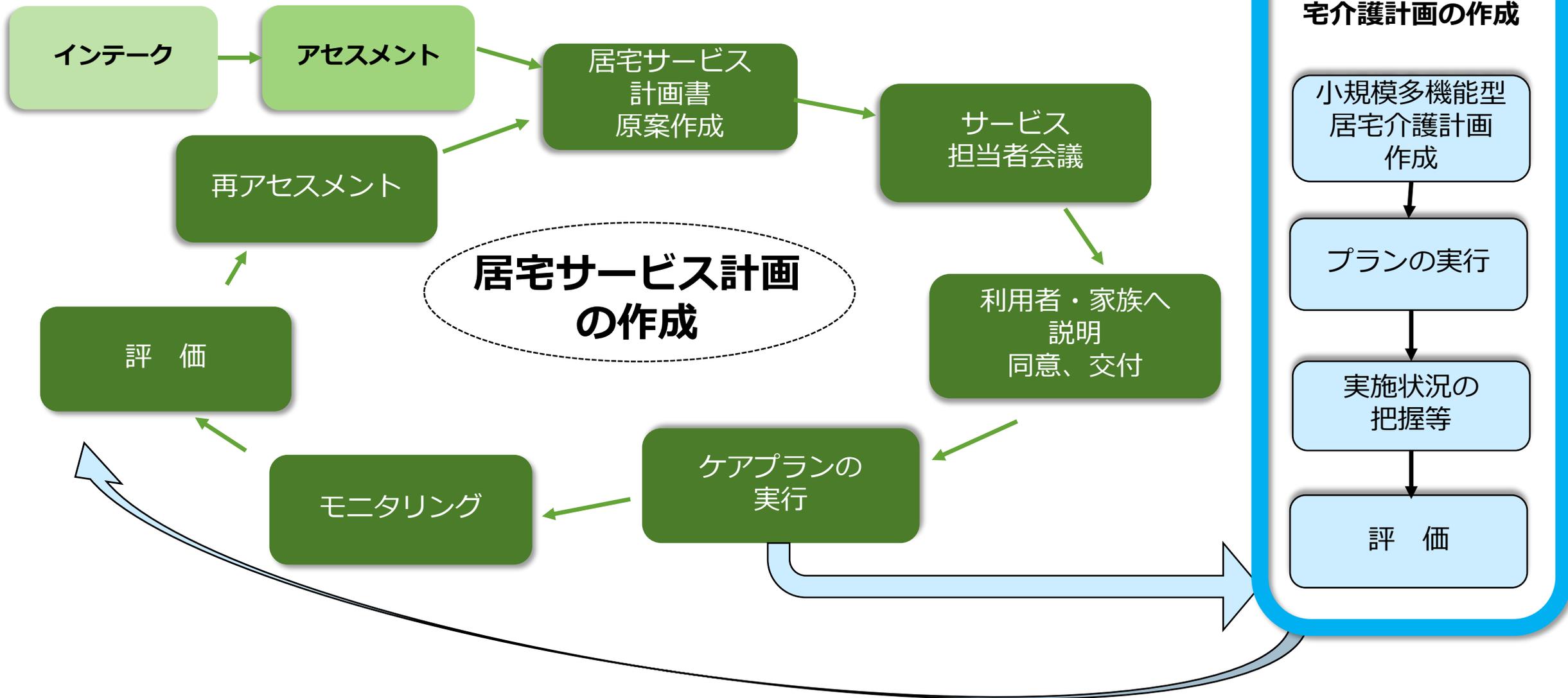
**居宅サービス計画を適切に作成していますか？**

【区条例】 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例 第93条第2項（居宅サービス計画の作成）

【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31）第三の四の4（6）②

# 主な指摘事項（１）（居宅サービス計画の作成について）

## 《居宅サービス計画と小多機計画の作成の流れ》



# 主な指摘事項（１）（居宅サービス計画の作成について）

## 《居宅サービス計画と小多機計画の作成の目的》

- ▶小多機のケアマネは居宅介護支援事業所のケアマネが通常行っている業務を行う必要があります。
- ▶居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画の違いを考えてみましょう。

	居宅サービス計画	小規模多機能型居宅介護計画
目的	「利用者及び家族の望む生活を具現化するための計画」 居宅での望む生活の実現に向けて、日常生活全般において解決すべき課題の解決のために、利用者及び家族含むケアチームが目指す方向や果たすべき役割、セルフケア・提供するサービス・地域での支援を具体的に表す。	「利用者主体の生活モデルを重視した計画」 24時間の生活の流れの中で利用者が何を望みどのような援助が必要なのか、暮らし方に合わせた柔軟なサービス提供を検討し、通いを中心とした利用者の居宅における生活の継続を支援する。
計画に位置付けられるサービス	居宅サービス全般、 介護給付等対象サービス以外を含む	通い・訪問・宿泊サービス 地域の活動への参加の機会
計画の種類	総合的な計画	個別サービス計画

# 主な指摘事項（1） 具体例（居宅サービス計画の作成について）

▶ 利用者の望む生活につながる計画を作るには、適切なアセスメントがカギです。アセスメントとは、利用者は何をしたいか、何が強みか、何で困っているか、本人のこだわりや強みや弱みを分析し、日常生活全般における課題を把握することです。

## ▼ 計画作成担当者Yが記録したアセスメントシート

項目	介助程度	実行状況、残存能力と課題
掃除	一部介助	できる範囲で行う。
買い物	一部介助	近所でできている。 重たいものは通販や配達を利用。
調理と片付け	一部介助	できる範囲で行う。 近所と娘の援助あり。
洗濯	自立	
外出	一部介助	電車での移動は要介助。
金銭管理	一部介助	基本娘が管理し、小遣い程度を本人が管理。
服薬状況	一部介助	のみ忘れがあり。

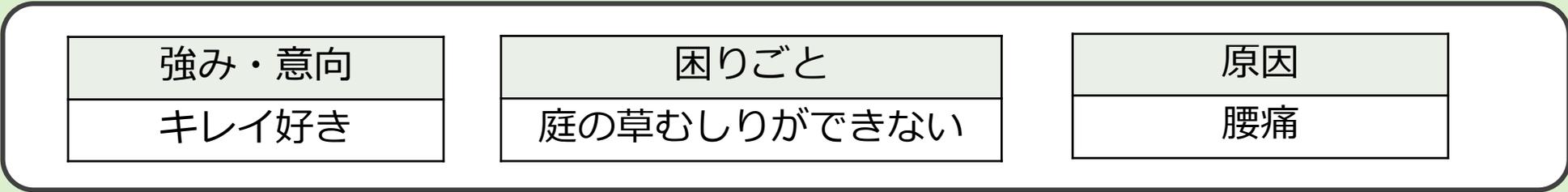
## ▼ 計画作成担当者Xが記録したアセスメントシート

項目	介助程度	実行状況、残存能力と課題
掃除	ほぼ自立 (体調不良時のみ支援必要)	キレイ好きの主婦。腰痛で掃除機操作は不可だが、ハタキとクイックルワイパー、クイックルモップを使い、できる範囲でほぼ毎日自宅内を掃除している。浴室掃除は不可、近所の銭湯で1日置きに入浴。庭の草むしりやゴミ出しが大変で困っている。うつ症状が悪化すると、掃除をしなくなる。体調不良時の支援が必要。
買い物	一部介助	徒歩5分のスーパーへカートを引いて総菜やパン等軽い物を買いに行く。買い物は習慣で、週2～3回だが、体調不良時は出かけない。米等の日用品は娘が通販等で購入し、本人宅へ配送させている。状態不安定時の買い物支援の確立が必要。
調理と片付け	一部介助 (体調不良時のみ支援必要)	料理にこだわりがなく、好きでも得意でもない。通常は、炊飯、みそ汁、魚を焼く程度はするが、出来合いの総菜も利用。片付けも問題ないが、気分が落ち込むとできなくなる。近所の友人が支援することもある。他県に居住の娘が仕事を休んで支援に来るが、頻繁には難しく、本人も迷惑をかけたくないと言っている。近所の友人、娘の支援はつなぎつつ、介護の負担が大きくなりすぎないように配慮する必要がある。
洗濯	一部介助	洗濯機で洗い、胸の高さの物干しに干している。取込、畳みも問題ないが、気分が落ち込むと一切できない。季節もののクリーニングはまとめて娘が来訪時に出している。キレイ好きだが、シーツの洗濯干しが大変で、困っている。
外出	一部介助	徒歩圏内のクリニック、近所の友人宅、スーパーには一人で出かける。以前は町会のバスハイクに友人と参加して楽しんでしたが、うつ状態になることを懸念して参加していない。電車移動は漠然と不安あり、娘か友人と一緒にいれば可能。体調不良時の閉じこもり防止の検討が必要。
金銭管理	一部介助	1年前に通帳の紛失があり、預金等は他県在住の娘が管理し、生活費専用口座の残高を確認しては必要額を入金、うつ症状があると使途不明金が出現し、困っている。信頼できる身近な金銭管理が必要。
服薬状況	一部介助	降圧剤とうつの薬を処方されている。娘が来訪時に2割程度の薬が余っているのを見つけ心配している。適切な服用への支援が必要。残薬の管理が必要。

アセスメントが初回で充実することはありません。毎日の支援やモニタリング、地域とのかかわりを整理し記録していく等の本人との関わりのなかで、積み重ねられていきます。

# 主な指摘事項（1） 具体例（居宅サービス計画の作成について）

項目	介助程度	実行状況、残存能力と課題
掃除	ほぼ自立 (体調不良時のみ支援必要)	キレイ好きの主婦。腰痛で掃除機操作は不可だが、ハタキとクイックルワイパー、クイックルモップを使い、できる範囲でほぼ毎日自宅内を掃除している。浴室掃除は不可、近所の銭湯で1日置きに入浴。庭の草むしりやゴミ出しが大変で困っている。うつ症状が悪化すると、掃除をしなくなる。体調不良時の支援が必要。



課題の解決のための支援を検討

腰痛を悪化しない程度に掃除洗濯をする。	2023.4.1~	玄関前でのゴミ収集		ふれあい収集(ゴミ・資源回収)
		クイックルを使って掃除をする		本人(体調を考慮する)
	2023.9.30	春と夏の庭の草むしり		シルバー人材センター
		定期的な掃除機がけ	○	小規模多機能(訪問 水)

家族や地域の支援、介護サービスの活用を検討し、提案します

# 主な指摘事項（1）具体例（居宅サービス計画の作成について）

▶ ケアマネはアセスメントに基づき、日常生活全般における解決すべき課題に対し、到達すべき目標を設定します。目標達成のために必要なサービスを決定し原案を作成します。新たなニーズが表出した場合には、その解決のために、小多機以外のサービスも視野に入れて検討が必要です。

## 計画作成担当者Xが作成した居宅サービス計画

ニーズ	長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容	※	サービス種別	頻度
腰痛や、気分の落ち込みがあるが、友達や近所の人と楽しく一人暮らしを続けたい。	近所の友人と自宅を行き来して、元気に暮らし続けたい。	2022.4.1~2022.12.31	友人宅まで歩ける	2022.4.1~2022.9.30	友人宅に行ける健康状態を保つ。（受診・服薬）		本人（服薬は毎日）	月2回
			健康状態を保つ		血圧などの持病を安定させる。		〇〇クリニック（外来）	月2回
					薬を管理して、飲みすぎ、のみ忘れを予防する	○	居宅療養管理指導（薬剤師）	月2回
					定期的な機能訓練で身体を丈夫に保つ	○	小規模多機能（通い 月火金）	週3回
			十分に栄養を摂る		配食サービスで確実な栄養摂取		△△配食サービス(月金夕食)	週2回
			友人宅でおしゃべりを楽しみたい		お互いの家を行き来する		本人、友人の荻窪さん	週1~2
			玄関手すり設置による外出時の転倒不安解消	○	住宅改修	施工済		
詐欺やうっかりミスから生活費を守りたい	年金と預金をしっかり管理したい	2022.4.1~2022.12.31	計画的にお金を遣う	2022.4.1~2022.9.30	全般的な管理 日々の生活費の管理		長女 地域福祉権利擁護事業(社協)	年中 月2回
腰痛等で家事が大変だが、家の内外はキレイにして、町内の人にも安心してもらいたい。	清潔に片付いた家で気持ちよく暮らしたい。	2022.4.1~2022.12.31	腰痛を悪化しない	2022.4.1~2022.9.30	玄関前でのゴミ収集		ふれあい収集(ゴミ・資源回収)	週4回
			程度に掃除洗濯をする。		クイックルを使って掃除をする		本人（体調を考慮する）	毎日
					春と夏の庭の草むしり		シルバー人材センター	年2回
					定期的な掃除機がけ	○	小規模多機能（訪問 水）	週1回
遠くで、仕事と家事を頑張る娘に負担をかけず、親として応援もしたい。	娘には健康で仕事を頑張ってもらいたい。	2022.4.1~2022.12.31	一人暮らしに自信を持ちたい。	2022.4.1~2022.9.30	昼13時のテレビ体操で、身体を丈夫に保つ		本人（無理なくできる時）	
					安心して泊まれるところを確保する	○	小規模多機能（泊り）	必要時

※居宅サービス計画の目標とサービス内容等を記載しています。こちらの例はあくまで部分的な作成例となります。

## 主な指摘事項（２）小規模多機能型居宅介護計画の作成について

### 【指導での指摘事項】

- 利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等の把握が不十分だった。
- 小規模多機能型居宅介護計画は画一的な内容が記載され、具体的なサービスの内容が不十分だった。
- 介護支援専門員が他の従業者と協議の上、計画を作成していなかった。



**小規模多機能型居宅介護計画を作成する際、  
適切な流れで作成していますか？**

# 主な指摘事項（２）小規模多機能型居宅介護計画の作成について

▶ 居宅サービス計画の作成後、小規模多機能型居宅介護で解決すべき課題について、ケアマネは他の従業者と協議の上、援助の目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した計画を作成します。

計画作成担当者Yが作成した小規模多機能型居宅介護計画

目標	期間	サービス種別	サービスの内容	頻度
健康状態を保ち安全に暮らす。	2022.4.1 ～ 2022.9.30	通い (月・火・金)	機能訓練	週3回
			バイタルチェック	
			服薬確認	
清潔な家で過ごす。	2022.4.1 ～ 2022.9.30	訪問 (水)	できる部分の家事(本人)	週1回
			できない部分の家事援助(職員)	
安心して自宅で暮らし続けたい。	2022.4.1 ～ 2022.9.30	必要時(訪問)	困ったら泊まれる(必要時)	必要時
		必要時(泊り)		

計画作成担当者Xが作成した小規模多機能型居宅介護計画

目標	期間	サービス種別	サービスの内容	頻度	
友人宅まで歩ける健康状態を保つ	2022.4.1～ 2022.9.30	通い (月・火・金)	下肢筋力を維持するため、歩行訓練・腰痛防止の体操(本人・看護師等)	週3回	
周りの人の役に立つ	2022.4.1～ 2022.9.30		リビングの掃除を他利用者と一緒に行う窓と家具のハタキがけ(本人)		
気分の落ち込みや体調の変化を見逃さない	2022.4.1～ 2022.9.30		体温・血圧測定や服薬の状況、仕草や表情確認し、変化の早期発見(全職員) 服薬と状況確認の一人暮らし確認コール(職員)		
少なくとも週1回は掃除洗濯をする	2022.4.1～ 2022.9.30	見守り(木・土)	ハタキとモップで掃除(体調が良い時・本人) 掃除機かけ(職員) 手の届かないトイレ奥の拭き掃除(職員) 衣服、タオルの洗濯(本人) シーツなど大物の洗濯干し(職員)	週1回	
		必要時(訪問) 必要時(泊り)	必要時の生活援助		必要時
			必要時の食事、入浴、服薬の介助		
		体調が悪い時も誰かとつながっていたい	2022.4.1～ 2022.9.30		計画作成

※小規模多機能型居宅介護計画は、援助の目標と目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。こちらの例はあくまで部分的な作成例となります。

## 主な指摘事項（２） 小規模多機能型居宅介護計画の作成について

### 人員・設備・運営等基準

【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例

（H25.3.5 杉並区条例第4号）】

（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第96条第3項 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

### ポイント

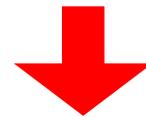
- ▶ アセスメントは利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況の把握を行い、適切に実施してください。
- ▶ アセスメントを踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画を作成してください。
- ▶ 計画の作成には、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標及び目標を達成するための具体的な内容を記載してください。
- ▶ 利用者の様態や希望を勘案し、通い・訪問・宿泊を組み合わせ適切な介護を行ってください。

# 主な指摘事項（3） 具体的取扱方針について

## ① サービス提供していない日の関わりについて

### 【運営指導での指摘事項】

- 利用者が通いサービスを利用していない日において、居宅での生活を支えるためのサービス提供が不十分な事例があった。



**利用者に対しサービスを提供しない日についても、  
何らかの形で関わるように努めていますか？**

【区条例】 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例 第92条第8号（具体的取扱方針）

【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31）第三の四の4（5）⑤

# 主な指摘事項（3） 具体的取扱方針について

## ① サービス提供していない日の関わりについて

- ▶ 従業者は提供時間にADL状況や日常の様子を記録することで、利用者の状態変化にいち早く気づくことができます。関わっていない時間については、電話による見守りを含め、利用者には何らかの形で関わられるように努めてください。

計画作成担当者Xが作成した小規模多機能型居宅介護計画

目標	期間	サービス種別	サービスの内容	頻度
友人宅まで歩ける健康状態を保つ	2022.4.1～ 2022.9.30	通い (月・火・金)	下肢筋力を維持するため、歩行訓練・腰痛防止の体操（本人・看護師等）	週3回
周りの人の役に立つ	2022.4.1～ 2022.9.30		リビングの掃除を他利用者と一緒に行う 窓と家具のハタキがけ（本人）	
気分の落ち込みや体調の変化を見逃さない	2022.4.1～ 2022.9.30	見守り（木・土）	体温・血圧測定や服薬の状況、仕草や表情確認し、変化の早期発見（全職員） 服薬と状況確認の一人暮らし確認コール（職員）	通い・訪問の 無い日
少なくとも週1回は掃除洗濯をする	2022.4.1～ 2022.9.30	訪問 (水)	ハタキとモップで掃除（体調が良い時・本人） 掃除機かけ（職員） 手の届かないトイレ奥の拭き掃除（職員） 衣服、タオルの洗濯（本人） シーツなど大物の洗濯干し（職員）	週1回
自信を持って、自宅で一人暮らしを続けたい	2022.4.1～ 2022.9.30	必要時（訪問） 必要時（泊り）	必要時の生活援助 必要時の食事、入浴、服薬の介助	必要時
体調が悪い時も誰かとつながっていたい	2022.4.1～ 2022.9.30	計画作成	困りごとはケアマネに相談する（本人） 状態に応じた支援の変更（ケアマネ）	常時

※小規模多機能型居宅介護計画は、援助の目標と目標達成のための具体的サービス内容等を記載します。こちらの例はあくまで部分的な作成例となります。

# 主な指摘事項（４） 具体的取扱方針について

## ②運営推進会議での評価

### 【運営指導での指摘事項】

- 宿泊利用が多い利用者について、運営推進会議で報告し、評価を受けておらず、サービスを妥当適切に行っているか確認できない事例があった。
- ほぼ毎日の宿泊及び週1回のみ利用の利用者について、運営推進会議に報告し評価を受けておらず、小規模多機能型居宅介護の提供が妥当適切に行われているのか確認できなかった。



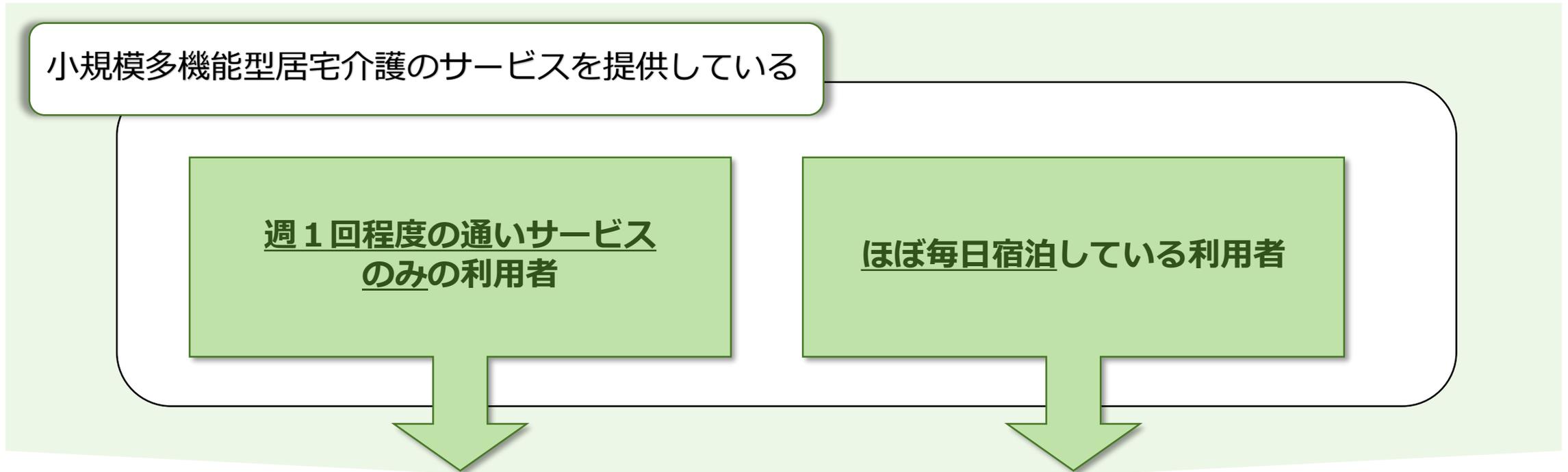
**ほぼ毎日宿泊する利用者や週1回程度の利用者について、サービスの提供が適切に行われているかを評価するため、運営推進会議に対し報告をしていますか？**

- 【区条例】 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例 第92条第1号（具体的取扱方針）及び第108条（第59条の17準用）（地域との連携等）
- 【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31）第三の四の4（5）①及び第三の四の4（23）準用（評価について）

# 主な指摘事項（４） 具体的取扱方針について

## ② 運営推進会議での評価

▶ 運営推進会議において適切なサービス提供かどうか評価をうけていますか。



運営推進会議に対し**報告**し、**評価を受けることが必要**

▶ 対象者へのサービスの提供が妥当適切か、他の利用者へも適切にサービス提供が行えるか常に自己評価を行う。連泊や週1回利用などはその理由を記録に残す。

# 主な指摘事項（４） 具体的取扱方針について

## ②運営推進会議での評価

### 人員・設備・運営等 基準

【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例  
(H25.3.5 杉並区条例第4号)】

#### (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

### 解釈通知

【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(H18.3.31 老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号)】 第三の四の4

#### (5) 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

①制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものである。

指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものである。

# 主な指摘事項（5）地域との連携等

## 《自己評価と運営推進会議における評価》

▶ 1年に1回以上、自己評価と運営推進会議における評価を適切に実施していますか。

自己評価

スタッフ個別評価	事業所の全ての従業員が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う
事業所自己評価	スタッフ個別評価を持ち寄り、事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行う

運営推進会議における評価

事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告する

第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図る

地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指す

サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者の参加が必要である（区市町村職員又は地域包括支援センター職員、学識経験者等）

評価結果の報告

利用者及びその家族に対して提供すること

介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること

参考様式はこちら

（厚労省通知H27.3.27）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について

## 主な指摘事項（6）小規模多機能型居宅介護計画等の作成について 利用者の多様な活動の確保

### 【運営指導での指摘事項】

- 地域における活動への参加機会や利用者の趣味嗜好に応じた多様な活動機会等の具体的なサービス内容が不十分だった。
- 地域における活動への参加機会の提供や、個々に適した利用者の多様な活動を確保するよう努めていなかった。



**利用者の多様な活動を確保するために  
どのような取組を行っていますか？**



# 主な指摘事項（５）小規模多機能型居宅介護計画等の作成について 利用者の多様な活動の確保

## 人員・設備・運営等 基準

### 【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例 (H25.3.5 杉並区条例第4号)】 (小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第96条第2項 介護支援専門員は、次項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

## 解釈通知

### 【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (H18.3.31 老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号) 第三の四の4】

(9) ② 基準第77条第2項に定める「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好（しこう）に応じた活動等をいうものである。

## 【よくある指摘一覧】

指摘項目	指摘内容
従業者の員数について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護従業者の配置(日中) が基準を満たしていない日があった。</li> </ul>
受給資格等の確認について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に際し、被保険者証を利用者の提示する被保険者証（原本）によって、受給資格等を確認していない事例があった。</li> </ul>
秘密保持等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の利用について、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ていなかった。</li> </ul>
事故発生時の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の対応について、区へ事故報告書を提出していない事例（誤薬・誤飲）があった。</li> </ul>
利用料の受領について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいまいな名目による費用（日用品費）の支払を受けていた。</li> </ul>
指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護計画に位置付けのないサービス提供や、計画に位置付けたサービスを実施していない事例があり、小規模多機能型居宅介護計画に基づいた必要な援助を行っているか確認できなかった。</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護計画の作成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護計画について、利用者の同意を得たことが確認できなかった事例があった。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護計画の作成後、実施状況や利用者の様態の変化について常に把握し、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているのか確認できなかった。</li> </ul>
介護等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するように介護サービスを提供しているか確認できなかった。</li> <li>・食事その他の家事等を利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか確認できなかった。</li> </ul>

## 【よくある指摘一覧】

指摘項目	指摘内容
社会生活上の便宜の提供について	・利用者の外出機会の確保に努めているか確認できなかった。
サービス提供の記録について	・提供したサービスの記録に未記載な部分があり、また利用者の心身の状況等の記録内容が不十分であった。
勤務体制の確保等について	・従業者の小規模多機能型居宅介護事業所としての出退勤管理の正確な記録が確認できなかった。
地域との連携について	・1年に1回以上、自己評価結果について外部評価を行い、その結果を公表していなかった。
看取り連携体制加算について	・看取り期における対応方針について、利用開始時に内容を説明し同意を得ているか確認できない事例があった。
サービス提供体制強化加算について	・「概ね月1回の定期的な会議の開催」を記録上確認できなかった。

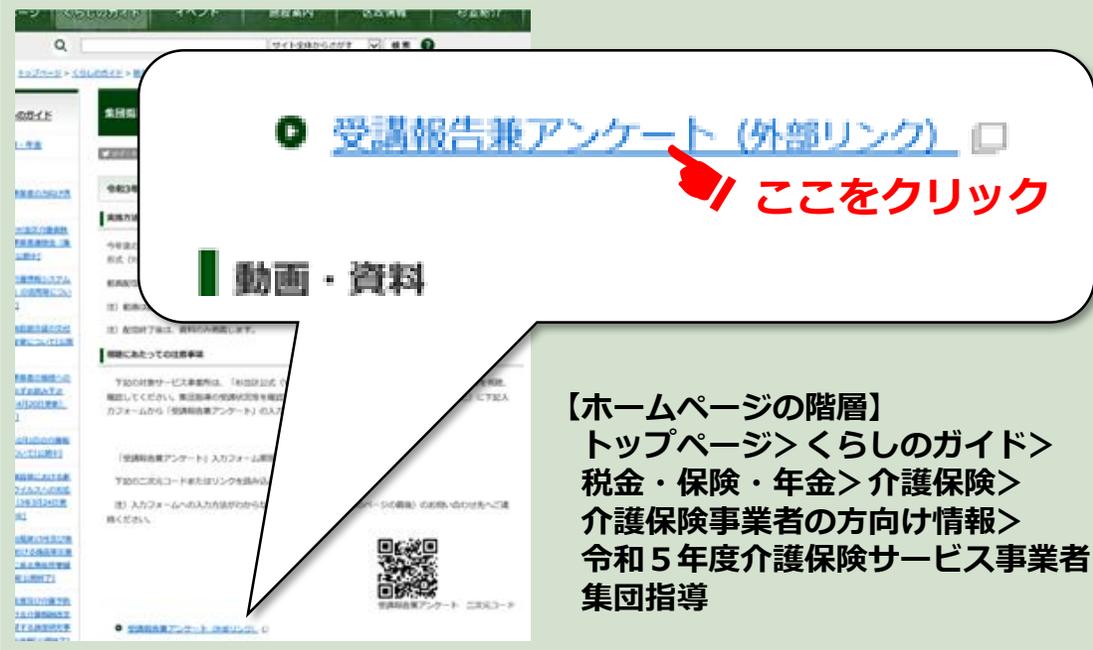
# 「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

## 区公式ホームページからアクセスする場合



**ここをクリック**

**動画・資料**

【ホームページの階層】  
トップページ>くらしのガイド>  
税金・保険・年金>介護保険>  
介護保険事業者の方向け情報>  
令和5年度介護保険サービス事業者  
集団指導

## 二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

🕒 **入力期限：3月31日（日曜日）まで**

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区